

## 6. まとめ

本研究では、スポーツ庁が設置される場合に想定される4つのパターンを提示した。「省庁横断型」は縦割り行政の弊害を排除するために文部科学省のスポーツ・青少年局に他省庁の権限を集約させるものである。「他組織融合型」はスポーツと親和性の高い政策との連携を深めるために、スポーツ・青少年局を文化庁や観光庁などの他省庁組織と統合させるパターンである。「文部科学省外局型」はスポーツ政策の司令塔としての役割を強化するため、文部科学省スポーツ・青少年局と他省庁の権限や組織を統合させることなく、文部科学省の外局とするパターンである。「地域主権型」は道州制へ移行することを想定して、国ではなく道州や基礎自治体がスポーツ政策を担うことによって、多様な地域のニーズに対応していくモデルである。これら4つの形態は、スポーツ政策における課題を克服するための組織改革であるが、今後検討すべき課題も残されている。

スポーツ庁を省庁横断型や他組織融合型のように、省庁間の総合調整を円滑に行うことを目的に設置するのであれば、スポーツ基本計画を閣議で最終決定されるものにすると同時に、定期的に見直す必要がある。その理由は、閣議決定が各省庁トップによる合議を経るため、自ずと省庁間の調整をせざるを得なくなるからである。現在、スポーツ基本計画は閣議決定を経て策定されるものではない。スポーツ基本計画も閣議決定を最終的に踏まえるものにすれば、縦割り行政の弊害も軽減できるのではないだろうか。実際、消費者庁における「消費者基本計画」も観光庁における「観光立国推進基本計画」もおおよそ5年ごとに見直しが見直しがされ、省庁間調整を行うために閣議決定を最終的に行うことが法律によって定められている。仮に、政府がスポーツ基本計画の位置づけを変更し、閣議決定を経ることで省庁横断的にスポーツ政策が実行できるようスポーツ基本法を改正すれば、膨大な行政コストを要するスポーツ庁の設置は必要ないかもしれない。

ただし、スポーツ庁は今後国をあげて積極的にスポーツ振興を推進するためのシンボルと考えることもできる。実際、消費者庁設置の場合も、消費者庁という組織を設置したからといって、消費者行政がすぐに強化されるわけではないという意見は当初から存在した。ただし、消費者庁を消費者行政改革のシンボルとして設置する必要があるように、スポーツ庁はスポーツ振興のシンボルとして、文部科学省外局型のように設置されることも想定できる。しかし、政策運営は実務担当者の能力や熱意などに左右される面も強いため、新しい組織を作っても迅速かつ有効に課題解決がなされない恐れもある。

このように4つのスポーツ庁設置パターンには一長一短がある。本研究ではスポーツ行政における議論の客観的材料になるよう、望ましいスポーツ庁のあり方を提示することはしていない。わが国は厳しい財政状況にあり、スポーツ庁について本格的に議論する際にはスポーツの意義について多くの国民から理解を得る必要がある。今後

は、国がスポーツ政策を担う意味やスポーツ庁の必要性についての検証をさらに深めていく必要があるだろう。